

平成 29 年 8 月 31 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

平成 29 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に、標記の文書が発出されるとともに、本会に対してもその周知協力について依頼がありました。

平成 28 年度の立入検査の実施に関しては、「平成 28 年度の医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施及び立入検査要綱の一部改正について」を平成 29 年 1 月 20 日付日医発第 1088 号(地 I 273)にて、貴会宛にお送り申し上げます。

本通知は、平成 29 年度の立入検査の実施にあたっての留意事項をまとめたものであり、地方自治法の規定による技術的な助言とのことであります。

留意事項の概要は、28 年度通知と同様、「Ⅰ. 安全管理のための体制の確保等について」、「Ⅱ. 院内感染防止対策について」、「Ⅲ. 最近の医療機関における事件等に関連する事項について」及び「Ⅳ. 立入検査後の対応その他」と全体が分けられております。また、発出済みの関連通知が各項目の【参考】に掲載されています。

28 年度通知からの主な変更点としては、「Ⅰ. 安全管理のための体制の確保等について」では、偽造医薬品の混入を避けるための必要な注意喚起や吹付けアスベスト(石綿)対策の取組について、また、「Ⅲ. 最近の医療機関における事件等に関連する事項について」では、個人情報適切な取扱いに関して最近の制度等改正に伴う対応について追記等がなされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知、協力方につきご高配賜りますようお願いいたします。

なお、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の影響を受けた医療機関に対する立入検査については、配慮した対応が求められていることを申し添えます。